

会議録

会議名	第10回 宝達志水町小学校統合準備委員会
日時	令和6年3月21日（木） 午後7時30分～午後8時00分
会場	宝達志水町農村環境改善センター 2階 大集会室
委員出欠	<p>出席 24名 山下委員長 押水第一小学校：校長、教頭、PTA 会長、副会長 宝達小学校：校長、教頭、PTA 会長、副会長 相見小学校：校長（副委員長）、教頭、PTA 副会長 樋川小学校：校長、教頭、PTA 会長、副会長 志雄小学校：校長（副委員長）、教頭、PTA 副会長 北大海第一保育所保護者会代表、相見保育所保護者会代表、 中央保育所保護者会代表、南部保育所保護者会代表</p> <p>欠席 6名 宝達小学校：PTA 母親代表 相見小学校：PTA 会長、母親代表 樋川小学校：PTA 母親代表 志雄小学校：PTA 会長、母親代表</p> <p>事務局 4名 細江教育長、学校教育課（小学校統合準備室）安達課長兼室長、 岡本担当課長、南谷次長（欠席）、中橋主幹（記録）</p>
次第	<p>1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 （1）専門部会（総務、通学・PTA、教育、事務）の協議結果まとめ （2）その他 4 閉会</p>
会議内容	<p>2 委員長あいさつ いよいよ来年閉校というところまで来た。 来年度の委員への引き継ぎをしっかりとお願いしたい。立派な統合小学校になることを願っている。</p> <p>3 議事 （1）専門部会（総務、通学・PTA、教育、事務）の協議結果まとめ ① 総務部会</p>

閉校式の日程を決定した。
閉校記念事業費補助金の上限は、町議会で70万円/校に決まった。

② 通学・PTA部会（押水地区）

今年度は、規約（案）について協議した。
母親代表という名称は、しばらく残す。
第6章役員、第9章運営委員会の校長、教頭の立場について次年度検討。
第9章運営委員会、支部選出委員を外す。
第10章役員会は、常設ではないが名称は残す。
第11章専門委員会は、何をやる決定していないので今後検討。
第14章改正の定足数は原案のとおり。
支部選出委員の名称を支部連絡代表に改める。
次年度への申し送りとして、加入届の扱いについて、町から新1年生のみにとという提案があったが、全員から取るべきという意見もあり、結論が出ていない。ただし、役員選考の前に取らないといけなないので検討を急ぐ必要がある。

3校の中で、学校関係者がいない学校もある。また、メンバーも替わることから、来年度、3校の校長、教頭、PTA会長が集まって規約について確認する場が必要ではないか。

③ 通学・PTA部会（志雄地区）

第4章会員、会費の金額は総会で決定することとしているが、具体的には決定していない。

第6章役員の任期について、樋川小は2年、志雄小は1年という意見であったため、1年としておいて、再任を妨げないこととした。

母親代表の名称を家庭教育員に改める。

第10章役員会は置かないこととする。

第11章専門委員会の名称を委員会に改め、(1)～(4)の委員会をまとめて専門委員会とする。

今回、出席者が少なく決定できなかったため、以下の項目は、令和6年度に申し送る。

第14章改正について、書面決裁の場合は、提出数の3分の2とすればどうか。

PTA細則について、協議できず保留となった。

加入届について、在校生はスライドする方針とするが、1年生の保護者にだけ提出を求めると、他の学年の保護者や、教職員からも退会したいという意見が出るのではないかと懸念がある。次年度、より多くの人数で検討する必要がある。

④ 学校教育部会
校務や教科の担当毎に備品や教材、行事の年間計画について打ち合わせを実施した。

⑤ 事務部会
学校教育部会と都度連携して協議を進めている。

(2) その他

資料（小学校統合までの全体スケジュール（2校同時開校）予定）に基づき、これまでの決定事項と今後の予定について、事務局から説明

① 総務部会

- ・校名（押水小学校、志桜小学校）を決定
- ・校章デザインを決定
- ・制服（イートン型ダブル紺色）を決定
- ・体操服（ネイビー&ライムグリーン）を決定
- ・町内統一して黄色い帽子を着用することを決定

② 通学・PTA部会

- ・通学路、スクールバスの乗降場所を決定
- ・バス運行台数（押水地区3台、志雄地区3台）を決定
令和6年度は、実際にバスを走らせて危険箇所等を確認する。

③ 学校教育部会、事務部会

- ・統合まで継続して検討していく。

④ 工事関係

- ・相見（押水）小学校改修工事は、兼六建設・勝二建設JVが施工、施工監理は浦建築研究所
- ・志雄（志桜）小学校改修工事は、真柄建設・免田産業JVが施工、施工監理は中島建築事務所
- ・令和6年度に、バス6台分の格納庫を志雄小学校前に建設する。
- ・令和6年度に、新たに6カ所のバス待合所を整備する。

⑤ 校歌

町の観光大使である寺島拓篤氏に依頼することとし、所属事務所である（株）アクセルワンと契約を締結、令和6年秋頃に完成する予定。

⑥ 閉校式

総務部会の報告のとおり

⑦ 通学路安全点検

令和6年度も引き続き実施する

⑧ 令和6年度の準備委員会、専門部会の開催について

協議が進んでいることから、開催頻度は少なくなる見込み。

●質疑

(委員1)

今日の話から町から保護者に説明する機会を設ける予定はあるか。

また、閉校の実行委員会が各学校で発足しているが、実行委員会へ説明をする機会を設ける予定はあるか。

(事務局)

資料は、ホームページで公表するため、改めての説明は予定していない。

閉校関連事業については、準備委員会で決定する内容ではないため、各校の実行委員会で進めていただきたい。

(委員1)

実行委員会では、予算が70万円になったこととか、使い道がどうか、どうやって実績報告したらいいのか、ということをお心配されているので、町から具体的に説明した方がよいものになるのではないかと。

(事務局)

実行委員会から、分かりにくいという話があれば説明したい。

(委員1)

統合準備委員会や総務部会の委員に、実行委員会の役員は入らないのか。

(事務局)

統合準備委員会や総務部会で、閉校記念式典の内容を決めるわけではないため、実行委員会の役員は入らない。

(委員長)

具体的な質問が出てきたら、事務局に問い合わせていただきたい。

事務局からは、例えば、領収書が必要になる範囲などの統一的な指示をしてもらいたい。

以上

第10回（令和5年度第2回）宝達志水町小学校統合準備委員会 次第

日時：令和6年3月21日（木） 午後7時30分

場所：宝達志水町役場 2階 大集会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

（1）専門部会（総務、通学・PTA、教育、事務）の協議結果まとめ

（2）その他

4 閉 会

1 閉校式・閉校関連行事の日程について

3月12日開催の教育委員会において、下記日程案を了承いただきました。

候補日	午前	午後
令和7年3月20日（祝木）	相見	志雄
令和7年3月22日（土）	押水第一	宝達
令和7年3月23日（日）	樋川	—

- ・閉校式に続き、閉校関連行事を開催。
- ・統合のための準備が多い相見と志雄を先とし、ほか3校は学校設置条例の順番。

2 小学校閉校記念事業費補助金について

補助金額上限を70万円とした予算について、3月15日の町議会定例会において議決となり確定しました。

小学校閉校記念事業費補助金

閉校する町立小学校において、令和6年度に実行委員会等が実施する閉校記念行事に要する経費に対し、上限額を70万円として補助をするもの。

- ・対象とする経費は、令和6年度実施の事業
- ・閉校記念行事等に要する経費（委員手当、飲食費、環境に影響を及ぼす恐れのある事業に要する経費、記念碑等建立費（既存のものを活用する場合は可）、植樹に要する経費を除く）
- ・記念品に要する経費
- ・閉校記念誌等の発行に要する経費

押水小学校PTA規約（案）

原案のとおり決定

第1章 名称および事務所

- 第1条 本会は、押水小学校PTAという。
第2条 本会は、事務所を押水小学校に置く。

原案のとおり決定

第2章 目的

- 第3条 本会は、会員が互いに協力して、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

原案のとおり決定

第3章 方針

- 第4条 本会は、次の方針に基づいて活動する。
(1) 教育を本旨とする団体として活動し、他のいかなる団体の支配や干渉を受けない。
(2) 本会の目的に沿った活動を行い、目的を同じくする他の団体と協力する。

(3) 賛同者は残す。

会費は活動内容を見ながら総会で決定する。

第4章 会員

- 第5条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。
(1) 押水小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者（以下、保護者という。）
(2) 押水小学校の教職員
(3) 本会に賛同する者は、総会の承認を得て、入会することができる。
第6条 本会の会員は、会費を納めるものとする。
第7条 会費の金額は、総会で予算の承認を得て決定する。

原案のとおり決定

第5章 会計

- 第8条 本会の会計経理は、総会で承認された予算に基づいて行われる。
第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

「母親代表」という名称は、なじみがあるので、そぐわなくなった時に変更する。

任期は、見通しをもつために2年でよい。

書記、会計には教職員も入れる。

第6章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 保護者
- (2) 副会長 3名 保護者（次年度会長、母親代表、母親副代表）
- (3) 書記 2名 保護者、教職員 各1名
- (4) 会計 2名 保護者、教職員 各1名

第12条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第13条 役員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

第14条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の庶務を担当する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5) 役員は、必要に応じて、各種会議等へ出席する。

原案のとおり決定

第7章 監査委員

第15条 本会の会計を監査するために、2名の監査委員を置く。

第16条 監査委員は、総会に報告される会計資料を監査し、総会で監査報告を行う他、随時に会計監査を行うことができる。

第17条 監査委員の任期は、1年とする。

第18条 監査委員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

定足数は後日決定する。

第8章 総会

第19条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

第20条 総会は、毎年4月に開催する他、臨時に開催することができる。

第21条 総会の定足数は、委任状を含め、会員の5分の1とする。

第22条 総会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第23条 総会は、次のことを審議する。

- (1) 事業報告、決算報告、会計監査報告
- (2) 役員改選
- (3) 事業計画、予算計画
- (4) 規約の制定、改廃
- (5) その他の重要事項

支部選出委員は今後出せない地域も出てくるので検討が必要

第9章 運営委員会

第24条 総会に次ぐ決議機関として、運営委員会を置く。

第25条 運営委員会は、役員、専門委員会の正副委員長、支部選出委員、校長、教頭で構成す

る。

第26条 運営委員会は、次のことを審議し、方針を決定する。

- (1) 本会の目的を達成するために必要な事項
- (2) 専門委員会からの報告、提案事項
- (3) 総会の議案
- (4) その他必要な事項

運営委員会と役員会を併せて開催している学校が多いので不要かもしれないが、事前に話し合う機会を確保するため、役員会は残しておく。役員会は必要に応じて開催する。

第10章 役員会

第27条 本会の会務を遂行するため、役員会を置く。

第28条 役員会は、会長、副会長、書記（保護者）、会計（保護者）、校長、教頭で構成する。

第29条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会務の遂行
- (2) 総会、運営委員会への提出する議案の整理、事前審議
- (3) その他必要な事項

(1)～(6)のすべてを残す。各部の仕事内容は、後ほど決める。

(5) 学年委員→各学年3人選出する。

仕事内容は、親子行事計画運営や学級公団会司会などが考えられる。

第11章 専門委員会

第30条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実行するため、次の専門委員会を置く。

- (1) 総務企画委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 環境安全委員会
- (4) 教養委員会
- (5) 学年委員会
- (6) 役員選考委員会
- (7) 支部選出委員会

第31条 専門委員会の委員長、副委員長は各委員の互選により決定する。

第32条 専門委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会は、各学年から選出された学年委員で構成する。
- (2) 学年委員会は、各学年から選出された学年委員3名及び担当教諭で構成する。
- (3) 役員選考委員会は、会長及び副会長で構成する。

第33条 専門委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総務企画委員会は、本会の目的達成のため、運動会その他の企画をし、各委員会の活動の調整にあたる。

- (2) 広報委員会は、広報活動を行う。
- (3) 環境安全委員会は、児童の登下校の安全の確保を図り、環境の美化に努める。
- (4) 教養委員会は、会員の教養を高め、家庭教育の振興を図り、児童の食育を推進する。
- (5) 学年委員会は、学年・学級における諸問題等について話し合い、また、学年毎のPTA活動の推進を図る。
- (6) 役員選考委員会は、次年度役員の選考にあたる学年委員を補助し、選考結果をとりまとめる。
- (7) 支部は、細則の規定に基づき設置する。
- (8) 支部選出委員は、細則の規定に基づき選出する。

原案のとおり決定

第12章 細則

第34条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第35条 細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

原案のとおり決定

第13章 慶弔規定

第36条 本会の慶弔規定は、運営委員会の議決を経て定める。

第37条 慶弔規定を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

次回検討する

第14章 改正

第38条 本規約は、総会で、出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

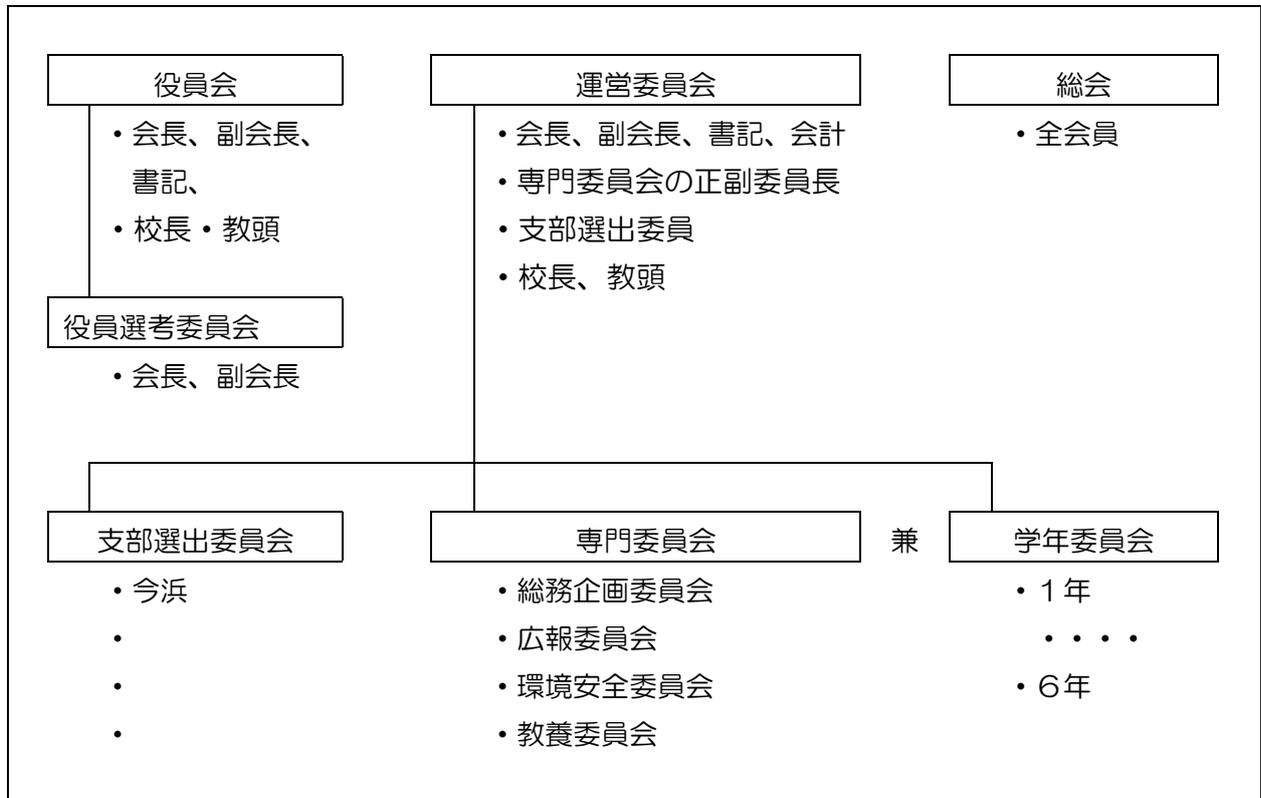
附 則

本規約は、令和7年4月1日から施行する。

原案のとおり決定

支部委員については、次回までに各校で聞き取りを実施する

(押水小学校 PTA 組織イメージ)



押水小学校 PTA 細則（案）

原案のとおり決定

第 1 条 本細則は、規約の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

削除（会費は総会で決定する。）

~~第 2 条 本会の会費は、次のとおりとし、学校事務費に合わせて徴収する。~~

~~（1）保護者会員（世帯単位とする。）~~

~~ア（児童1人） 年額 円~~

~~イ（児童2人以上） 年額 円 ※児童の人数で区分が必要か。~~

~~（2）教職員会員 年額 円~~

~~（3）賛助会員 年額 円~~

原案のとおり決定

1年目のみ1回で終了、R7年度の役員からは、2年括りで行う。しっかり申し送る。

第 3 条 役員、監査委員は、次の区分により、学年毎に選出する。

- 2 前年度の副会長は会長となり、母親副代表は母親代表となり、書記・会計は監査委員となる。
- 3 各学年の学年委員は、次年度の役員、監査委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
会長						1名
副会長（次年度会長）					1名	
副会長（母親代表）					1名	
副会長（母親副代表） （次年度母親代表）				1名		
書記（次年度監査委員）			1名			
会計（次年度監査委員）		1名				
監査委員			1名	1名		
計		1名	2名	2名	2名	1名

原案のとおり決定

1年目○の役員が2年目◎の仕事を担当する。

第 4 条 専門委員会の委員は、次の区分により、学年毎に選出し、学年委員会の委員を兼ねる。

- 2 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会の各委員長は、前年度の副委員長から繰り上がり、副委員長はそれぞれ、新5年、新1年、新4年、新2年の保護者から選出する。
- 3 各学年の学年委員は、次年度の委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。
新1年生の委員選考は、役員選考委員会が行う。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
総務企画委員会	1名		1名	1名	○1名	◎1名
広報委員会	○1名	◎1名		1名	1名	1名
環境安全委員会	1名	○1名	◎1名		1名	
教養委員会		1名	○1名	◎1名		1名
計	3名	3名	3名	3名	3名	3名

◎は委員長、○は副委員長。

子ども会とPTAとの調整役として残す。

PTA行事等の仕事を手伝ってもらう。

支部区域割については、次回までに各校で検討し、次回結果を発表する。

第5条 次の区分により支部を設ける。

今浜、米出、小川、新道、麦生、宿、竹生野・南吉田、...

次回検討する。

第6条 支部選出委員の定数は、前年度の12月1日現在の保護者会員数（世帯単位）の15分の1とする。

附 則

本細則は、令和7年4月1日から施行する。

原案のとおり決定

押水小学校PTA慶弔規定（案）

第1条 本規定は、細則の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

第2条 次の基準により、慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

(1) 会員、在籍する児童の死亡

香典 10,000円、生花半対

(2) 会員、在籍する児童の14日間以上の入院

お見舞い 5,000円

(3) その他、会長が必要と認めるとき

会長が金額を決定し、次回の運営委員会に報告する。

附 則

本規定は、令和7年4月1日から施行する。

その他

• R7 年度県 P 連母親代表選出

→R6 年度中に押水第一小で決めておく。

→町や単 P の母親代表とは切り離して選出する。

• 初年度の役員決め等

→①PTA 組織（案）の A～C 小学校を決定する。

②各校で、R6 年度中に役員を選出する。

③各校で決まった役員全員が、6 年度中に集まり、PTA 詳細を詰めていく。

志桜小学校PTA規約（案）

原案のとおり決定

第1章 名称および事務所

- 第1条 本会は、志桜小学校PTAという。
- 第2条 本会は、事務所を志桜小学校に置く。

原案のとおり決定

第2章 目的

- 第3条 本会は、会員が互いに協力して、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

原案のとおり決定

第3章 方針

- 第4条 本会は、次の方針に基づいて活動する。
- (1) 教育を本旨とする団体として活動し、他のいかなる団体の支配や干渉を受けない。
 - (2) 本会の目的に沿った活動を行い、目的を同じくする他の団体と協力する。

第4章第7条の会費は、来年度に再来年度の役員の考えも取り入れて考え、再来年度で役員が判断して決めることにするが、原則、「総会で予算の承認を経て決定する」方向でいく。

第4章 会員

- 第5条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。
- (1) 志桜小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者（以下、保護者という。）
 - (2) 志桜小学校の教職員
 - (3) 本会に賛同する者は、総会の承認を得て、入会することができる。
- 第6条 本会の会員は、会費を納めるものとする。
- 第7条 会費の金額は、~~細則で定める。~~~~(or)~~総会で予算の承認を得て決定する。

原案のとおり決定

第5章 会計

- 第8条 本会の会計経理は、総会で承認された予算に基づいて行われる。
- 第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

「母親代表」という名称を「家庭教育委員」とする。

役員の任期は、保護者にとって負担の少ない1年でよいが、会長職だけは引継が必要ではないか。副会長、会長は2年でどうか。(樋)役員は全て1年で良い(志)

→任期は1年とし、再任を妨げない。

第6章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 保護者
- (2) 副会長 3名 保護者（次年度会長、家庭教育委員母親代表、母親副代表）
- (3) 書記 2名 保護者、教職員 各1名
- (4) 会計 2名 保護者、教職員 各1名

第12条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第13条 役員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

第14条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の庶務を担当する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5) 役員は、必要に応じて、各種会議等へ出席する。

原案のとおり決定

第7章 監査委員

第15条 本会の会計を監査するために、2名の監査委員を置く。

第16条 監査委員は、総会に報告される会計資料を監査し、総会で監査報告を行う他、随時に会計監査を行うことができる。

第17条 監査委員の任期は、1年とする。

第18条 監査委員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

原案のとおり決定

第8章 総会

第19条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

第20条 総会は、毎年4月に開催する他、臨時に開催することができる。

第21条 総会の定足数は、委任状を含め、会員の5分の1とする。

第22条 総会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第23条 総会は、次のことを審議する。

- (1) 事業報告、決算報告、会計監査報告
- (2) 役員改選
- (3) 事業計画、予算計画
- (4) 規約の制定、改廃
- (5) その他の重要事項

専門委員会の副委員長は外す。

第 9 章 運営委員会

第24条 総会に次ぐ決議機関として、運営委員会を置く。

第25条 運営委員会は、役員、専門委員会の正副委員長、支部選出委員、校長、教頭で構成する。

第26条 運営委員会は、次のことを審議し、方針を決定する。

- (1) 本会の目的を達成するために必要な事項
- (2) 専門委員会からの報告、提案事項
- (3) 総会の議案
- (4) その他必要な事項

役員会は、運営委員会の内容と被るので置かない。

~~第10章 役員会~~

~~第27条 本会の会務を遂行するため、役員会を置く。~~

~~第28条 役員会は、会長、副会長、書記（保護者）、会計（保護者）、校長、教頭で構成する。~~

~~第29条 役員会の任務は、次のとおりとする。~~

- ~~(1) 会務の遂行~~
- ~~(2) 総会、運営委員会への提出する議案の整理、事前審議~~
- ~~(3) その他必要な事項~~

支部選出委員会について、地区のことは区長、子供会は子供会で動いているので、PTAの組織に入る必要はないが、地区のPTA行事を保険で補償しているので、残しておくが良い。

(1)～(4)の委員会をまとめて専門委員会とし、役割の平準化のために協議を重ね、活動内容や人数などを決める。

第11章 専門委員会

第30条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実行するため、次の専門委員会を置く。

- ~~(1) 専門委員会総務企画委員会~~
- ~~(2) 広報委員会~~
- ~~(3) 環境安全委員会~~
- ~~(4) 教養委員会~~
- (5) 学年委員会
- (6) 役員選考委員会
- (7) 支部選出委員会

第31条 専門委員会の委員長、副委員長は各委員の互選により決定する。

第32条 専門委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会は、各学年から選出された学年委員で構成する。

(2) 学年委員会は、各学年から選出された学年委員3名及び担当教諭で構成する。

(3) 役員選考委員会は、会長及び副会長で構成する。

第33条 専門委員会の任務は次のとおりとする。

~~(1) 総務企画委員会は、本会の目的達成のため、運動会その他の企画をし、各委員会の活動の調整にあたる。~~

~~(2) 広報委員会は、広報活動を行う。~~

~~(3) 環境安全委員会は、児童の登下校の安全の確保を図り、環境の美化に努める。~~

~~(4) 教養委員会は、会員の教養を高め、家庭教育の振興を図り、児童の食育を推進する。~~

(5) 学年委員会は、学年・学級における諸問題等について話し合い、また、学年毎のPTA活動の推進を図る。

(6) 役員選考委員会は、次年度役員を選考にあたる学年委員を補助し、選考結果をとりまとめる。

(7) 支部は、細則の規定に基づき設置する。

(8) 支部選出委員は、細則の規定に基づき選出する。

第12章 細則

第34条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第35条 細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

第13章 慶弔規定

第36条 本会の慶弔規定は、運営委員会の議決を経て定める。

第37条 慶弔規定を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

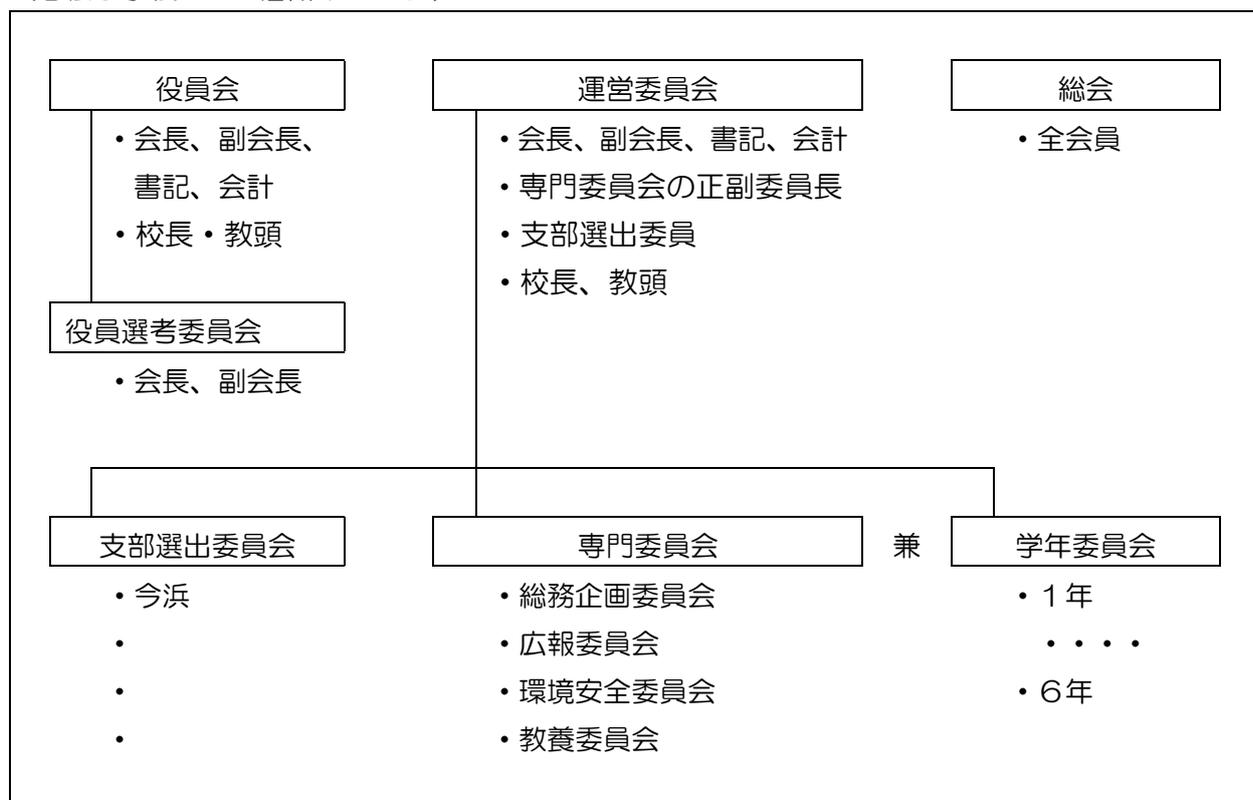
第14章 改正

第38条 本規約は、総会で、出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

附 則

本規約は、令和7年4月1日から施行する。

(志桜小学校 PTA 組織イメージ)



原案のとおり決定

→任期1年となるため、再検討を要する

志桜小学校 PTA 細則（案）

第 1 条 本細則は、規約の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

~~第 2 条 本会の会費は、次のとおりとし、学校事務費に合わせて徴収する。~~

~~(1) 保護者会員（世帯単位とする。）~~

~~ア（児童1人） 年額 円~~

~~イ（児童2人以上） 年額 円~~

~~(2) 教職員会員 年額 円~~

~~(3) 賛助会員 年額 円~~

第 3 条 役員、監査委員は、次の区分により、学年毎に選出する。（or）地区毎に選出する

- 2 前年度の副会長は会長となり、母親副代表は母親代表となり、書記・会計は監査委員となる。
- 3 各学年の学年委員は、次年度の役員、監査委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
会長						1名
副会長（次年度会長）					1名	
副会長（家庭教育委員） （母親代表）					1名	
副会長（家庭教育委員） （母親副代表） （次年度母親代表）				1名		
書記（次年度監査委員）			1名			
会計（次年度監査委員）		1名				
監査委員			1名	1名		
計		1名	2名	2名	2名	1名

第 4 条 専門委員会の委員は、次の区分により、学年毎に選出し、学年委員会の委員を兼ねる。

- 2 ~~総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会の各委員長は、前年度の副委員長から繰り上がり、副委員長はそれぞれ、新5年、新1年、新4年、新2年の保護者から選出する。~~
- 3 各学年の学年委員は、次年度の委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。
新1年生の委員選考は、役員選考委員会が行う。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
総務企画委員会	4名		4名	4名	1名	1名
広報委員会	1名	1名		4名	4名	4名
環境安全委員会	4名	1名	1名		4名	
教養委員会		4名	1名	1名		4名
計	3名	3名	3名	3名	3名	3名

◎は委員長、○は副委員長。

第 5 条 次の区分により支部を設ける。

今浜、米出、小川、新道、麦生、宿、竹生野・南吉田、

第 6 条 支部選出委員の定数は、前年度の12月1日現在の保護者会員数（世帯単位）の15分の1とする。

附 則

本細則は、令和7年4月1日から施行する。

原案のとおり決定

志桜小学校 PTA 慶弔規定（案）

第 1 条 本規定は、細則の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

第 2 条 次の基準により、慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

(1) 会員、在籍する児童の死亡

香典 10,000円、生花半対

(2) 会員、在籍する児童の14日間以上の入院

お見舞い 5,000円

(3) その他、会長が必要と認めたとき

会長が金額を決定し、次回の運営委員会に報告する。

附 則

本規定は、令和7年4月1日から施行する。

その他

- P T A加入届をどのタイミングで周知するか。出すことによって非加入も可能であることがわかるが、役員を決めた後か、決める前か。
- 加入届の提出を役員も決めたいうえで、令和6年12月末までに出してほしい。統合後の4月では、事務局が忙しくなる。
- 役員を決める時期をいつにするか。(現志雄小は1学期、樋川小は12月)
- 役員候補者を学年の人数割り当てを基に各校から4名ずつ選出しておいて、話し合いで会長等を決めてはどうか。

【令和5年度学校教育委員会協議結果について】

【開催状況 及び 協議内容】

開催日		協議内容
第1回	令和5年7月27日(火)	(各校養護教諭参加) ○「保健関係の備品」について ○各種年間計画について
第2回	令和5年8月10日(木)	(各校2年担任参加) ○三校合同による「生活科体験学習・校外学習」について
第3回	令和5年8月10日(木)	(各校3年担任参加) ○三校合同による「総合的な学習」について
第4回	令和5年8月29日(火)	(各校理科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第5回	令和5年10月23日(月)	(各校家庭科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第6回	令和5年10月27日(金)	(各校体育科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第7回	令和5年11月21日(火)	(各校音楽科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第8回	令和5年11月24日(金)	(各校社会科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第9回	令和5年11月30日(木)	(各校図工科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第10回	令和6年2月15日(木)	(各校生活科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第11回	令和6年2月15日(木)	(各校国語科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について

第 10 回小学校統合準備委員会 資料 3

第 12 回	令和 6 年 2 月 16 日 (金)	(各校算数科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第 13 回	令和 6 年 2 月 27 日 (金)	(各校教務主任参加) ○今年度の取組について ○令和 6 年の年間計画について ○日課表について
第 14 回	令和 6 年 3 月 1 日 (金)	(各校養護教諭参加) ○統合小学校に向けた学校保健計画等について

【令和5年度事務部会協議結果について】

【開催状況 及び 協議内容】

開催日		協議内容
第1回	令和5年7月24日（月）	（各校事務職員参加） ○統合に向けた文書・備品等の取扱いについて ○各校の寄贈品の確認について

小学校統合までの全体スケジュール(2校同時開校)予定

	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				開校 4月	
	4~6月		7~9月		10~12月		1~3月		4~6月		7~9月		10~12月		1~3月			
議会関係		方 針 表 明 会				6 月 学 校 設 置 条 例 上 程	7 月 実 施 設 計 補 正	校 歌 制 作 負 担			改 修 工 事 計 上							
特別委員会 議会組織	小学校及び保育所統廃合特別委員会(～R5.1.6 町議会組織改編)																	
住民説明会		護 者 説 明 会	P T A ・ 保															
町関係										一 般 競 争 入 札 仮 契 約	統 合 小 学 校 (2 校) 改 修 工 事 押 水 小 学 校 ⇒ 兼 六 ・ 勝 二 J V、 志 桜 小 学 校 ⇒ 真 柄 ・ 免 田 J V 工 事 監 理 押 水 小 学 校 ⇒ 株 浦 建 築 研 究 所、 志 桜 小 学 校 ⇒ 株 中 島 建 築 事 務 所							
総務部会																		
通学・PTA部会																		
学校教育部会																		
事務部会																		

統
合
小
学
校
開
校